

条例案要綱（第6回検討会議提示版）からの主な変更点

1 第5のゾーニングのただし書（除外要件）

第6回検討会議における第5のただし書	第7回検討会議における上程案
事業者は、事業区域が次の表に掲げる区域を含むことがないようにしなければならないこと。ただし、同表に規定する法令の規定に基づき行政庁が太陽光発電施設の設置を許す場合又は同表による制限が保護しようとする利益を損わないことが確実である場合は、この限りでないこと。	事業者は、事業区域が次の表に掲げる区域を含むことがないようにしなければならないこと。 <u>ただし、同表に規定する法令の規定に基づき行政庁が許可その他の処分により太陽光発電施設の設置を許す場合又は同表による制限が保護しようとする利益を損なわないことが確実である場合は、この限りでないこと。</u>

（趣旨）アドバイザーの指摘事項

国定公園の普通地域においては、自然公園法大33条第1項第1号、同法施行規則第14条第1号又により、同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が1,000平方メートル未満であれば届出すらなしに、1,000㎡以上であっても届出だけで、太陽光発電施設の設置について同法の規制が外れる。それではゆるすぎる。行政庁が審査をして許可等の明示的な処分により「許す」という場合にはじめてゾーニングから除外することが適当である。

2 水辺・沿岸のゾーニング

(1) 第6回検討会議における案文

水辺・沿岸	(1) 河川法第6条第1項に規定する河川区域及び同法第56条第1項の規定に基づき指定された河川予定地 (2) 海岸法第3条第1項の規定に基づき指定された海岸保全区域 (3) 都市計画法第2章の規定により臨港地区として定められた地区及び港湾法第38条の規定により定められた地区 (4) 港湾法第37条第1項の規定に基づき定められた港湾隣接地域 (5) 水防法第14条の規定に基づき指定された洪水浸水想定区域
-------	--

(2) 第7回検討会議における上程案

河川・海岸の 保全	(1) 河川法第6条第1項に規定する河川区域及び同法第56条第1項の規定に基づき指定された河川予定地 (2) 海岸法第3条第1項の規定に基づき指定された海岸保全区域
--------------	---

(趣旨)

この条例によるゾーニングは太陽光発電施設の設置による弊害（災害誘引、環境影響等）を予防しようとするものであるところ、旧要綱案の上記(3)及び(4)は、港湾における効果的な土地の利用の確保という積極目標によるエリア設定であるから、弊害除去のためのゾーニングにはそぐわない。(5)も、その区域に太陽光発電施設を設置することによる特段の弊害はないので、ゾーニングをしないこととした（従前は、やや、洪水浸水のリスクのある場所に設置すべきでないという後見的な見地でゾーニングをしていた。）。

3 「景観資源」の考え方

第6回検討会議における「景観資源」(第10(3))	第7回検討会議における上程案
(1) 事業区域を顕著に視認することができる眺望場所が存在し、又は設置予定場所の周辺に景観資源がある場合には、眺望場所からの太陽光発電施設の視認状況又は景観資源と設置予定場所が混在する風景が分かる想定写真等の資料を作成し、市長に提出すること。 (2) 略 (3) (1)の「景観資源」とは、網走湖、網走国定公園、オホーツク海の流水その他市が永く保護していくべきものとして規則で定める景観をいう。 (4) (1)の資料により太陽光発電施設の設置による景観への影響が懸念される場合に、次に定める事項その他の対策を講ずることにより、社会通念上必要と認められる程度に、景観への配慮がされていること。 (次に定める事項 略)	(1) 事業区域を顕著に視認することができる眺望場所が存在し、又は設置予定場所の周辺に景観資源がある場合には、眺望場所からの太陽光発電施設の視認状況又は景観資源と設置予定場所が混在する風景が分かる想定写真等の資料を作成し、市長に提出すること。 (2) 略 (3) (1)の「景観資源」とは、能取湖サンゴ草群生地その他の市が永く保護していくべきものとして規則で定める景観をいう。 (4) (1)の資料により太陽光発電施設の設置による景観への影響が懸念される場合に、次に定める事項その他の対策を講ずることにより、社会通念上必要と認められる程度に、景観への配慮がされていること。 (次に定める事項 略)

(委員の問題意識)

「網走湖、網走国定公園、オホーツク海の流水」の全域を景観資源とするのは広すぎないか。

これを受け、比較的地域的に限局され、異存がないと考えられる「能取湖サンゴ草群生地」を例として示しつつ、今後、市当局において、市が永く保護していくべきものを更に研究し、条例施行までに規則で明示することが適当と判断した。

4 事業許可の取消（第13）の事由に許可後設置工事を放置するケースを追加

第13 許可の取消し

市長は、不正の方法による許可申請、事業計画を逸脱した事業運営、許可に付された条件の違反、第12の完成検査を受けずに発電を開始したとき、第8又は第11の許可を受けた日から起算して3年を経過する日までに第12の検査を受けなかったとき、改善命令の違反、第16の4の協定の違反その他一定の事由がある場合には、許可を取り消すことができること。

（アドバイザーの前回検討会議における意見）

事業の許可を取得した後、事業の売却先を探し、着工を無用に遅延するような事業者については、もはや、事業を認めるべきではないとの問題意識によるもの

5 過積載の問題について

第6回検討会議において、アドバイザーより、廃棄等費用の確保（第15）に関し、「パワコンの出力は500kWであるが、太陽光パネルの出力700kWである」というような過積載事例（日射量の少ない時間帯においてなお発電量を確保するための手法）が多い、第16の2(1)の「出力」とは、パワコンの出力とパネルの出力の小さい側をいうことから、上記の例でいえば500kWを前提として計算されるが、それでは700kW分のパネルの廃棄のための積立てとしては少ないのではないかとの指摘がされた。

この点については、第16の2の(2)の資本費（≒工事費であるため、パネル過積載であれば、その分、膨張する。）又は(3)の事業者の見積額の大きい額を確保措置の額とするため、対応可能と考えた。

6 施行期日

従前の案文では、本年9月の定例議会におけるご審議を念頭に令和9年4月1日を施行期日としていたが、今後、市民のご意見を聴いたり（パブリックコメント）、検察庁との罰則協議等に時間を要するため、12月の定例議会への上程が適当と判断した。このため、4月1日というよりのよい日付ではなく、施行期日を「公布の日から6か月を経過した日」と修正した。

7 既存事業者が立案すべき廃棄等費用の確保措置（経過措置）

第6回検討会議における要綱案文では、既存事業者が立案すべき廃棄等費用の確保措置について、大要、次のように提案した。

「再エネ法による解体等積立金の積立ての義務を負っている場合を除き、既存事業者は、廃業予定時よりも5年前までに、廃棄等費用を確保するための計画等を市長に届け出ることとし、併せて、市長による見直しの求めについて規定した（第28の3、4）。

（アドバイザーの指摘）

廃業予定時を40年先、50年先とすることで、実質的に、廃棄等費用の確保を永久に先延ばしするような事態を排除するため、エンドを画すべきではないか。

これを受けて、次のように修文した（具体的な規定は、要綱案をご参照）。

「再エネ法による解体等積立金の積立ての義務を負っている場合を除き、既存事業者は、廃業予定時（その時期が当該太陽光発電事業施設の発電の実施の開始の日から20年を経過する日である場合には、同日とする。）よりも5年前までに、廃棄等費用を確保するための計画等を市長に届け出ることとし、併せて、市長による見直しの求めについて規定した（第28の3、4）